

「特定秘密保護法」の廃止を求める決議

衆参両院で多数を占めた自公・安倍内閣は、多くの国民の反対の声を押し切って「特定秘密保護法」（特定秘密の保護に関する法律）を昨年12月6日、強行成立させました。日ごとに強まる慎重審議や廃案を求める世論の高揚を恐れ、強行採決に及んだ安倍内閣に対し強く抗議するものです。

強行成立された「特定秘密保護法」は、政府が持つ防衛や外交などの膨大な情報の中から、防衛大臣や外務大臣、警察庁長官らの判断で「特定秘密」を指定し、それを漏らした公務員や、その情報に様々な形で関わった民間人も含め、最高刑で10年という厳罰を科すものです。

しかも、「共謀、教唆、扇動」も処罰するとしているなど、その対象は広く市民生活にも及ぶものであり、「何が秘密であるかも秘密」という不透明な中で、国民が国家によって監視され拘束される危険性があります。

国民の目・耳・口をふさぎ、憲法が保障する「知る権利」や「表現の自由」を侵害する違憲立法であり、直ちに廃止されるべきものです。

「特定秘密保護法」の廃案を求める声は、労働団体や市民団体のみならず、日本弁護士連合会や日本新聞協会、日本ペンクラブ、さらに国際ペンクラブや海外特派員協会など、短期間のうちに思想・信条の違いを超えて広がりました。法案成立後も、「特定秘密保護法を廃止せよ」の声が高まっています。

金融労連は、賃上げや労働条件改善とあわせ、国民の基本的権利を脅かす「特定秘密保護法」の廃止を求めて、多くの国民とともに運動を14春闘ですすめていきます。

以上決議する。

2014年1月26日

金融労連第8回中央委員会